あした基金運営要綱

（目的）

第1条　この要綱に定める基金（以下、「あした基金」という）は、大阪市里親会（以下、「当会」という）の里親に委託された里子が、大学、専門学校等各種学校（以下、「大学等」という）に入学する時点で、大学等に納入が必要とされる入学金、授業料、教材費等の費用のうち後日奨学金で充当される金銭（以下、「入学金等」という）を当該里親に対して立替支出し、もって、里子の進学が断念されることのないように支援するものである。

（立替の対象）

第2条　あした基金は、里子に係わる資金であって、次の各号に該当する場合に里親をとおして立て替える。

①　当該里子を受託している里親が、当会の正会員であること

②　当該里子が、立替支出を受ける翌年度の４月に大学等に入学すること

③　当該里子及び受託している里親に、入学金等の立替準備が整っていないこと

（あした基金の限度額及び返却）

第3条　あした基金の立替金の限度額、返済期限及び方法は次のとおりとする。

1　立替金の限度額は、入学金等の金額を上限とする。ただし、里子 1 人につき 100 万円を超えることはできない。

2　次の各号に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、理事会の承認を得て立替金の限度額を増減することがある。

① 当該年度における立替金の申請が多数となった場合

② 運営委員会が特に必要と認めた場合

3　返済期限は、奨学金の支払いを受けてから 10 日以内、もしくは大学等への入学以降 90 日以内とする。

4　返済方法は、一括払いとする。但し、理事会が特に認めた場合に限り 1 年を限度に分割で払うことができる。

（利息）

第4条　立替金には利息を付さない。

（申請）

第5条　あした基金を受けようとする者は、当会に対し、あした基金申込書及び必要書類を提出して申し込む。その場合、連帯保証人を立てること。

（立替金の決定）

第6条　あした基金の立替金の決定、手続きを行う機関として、運営委員会を置く。

2　運営委員会の委員は、会長が、理事会の承認を得て選任する。

3　当会が前条の規定に基づく申し込みを受けたときには、運営委員会は、速やか

にその内容を検討し、里親が準備可能な自己資金の内容、立替金の返済の確実性等の要素を考慮して、立替の可否及びその額を決定し、申込人に対し、あした基金決定通知書により通知する。

（あした基金の交付）

第7条　あした基金の立替えを受けた者は、預かり証を提出しなければならない。交付による入金、返金の際の振込手数料等の諸費用は、申込人が負担する。

（あした基金の管理、運用）

第8条　あした基金の管理及び運用は、会長が、理事会の承認を得て決定する。

2　あした基金の管理及び運用に要する経費には、あした基金の原資を充てることはできない。

3　あした基金の原資より生ずる利子等は、当会の運営のために運用することができる。

（改正の手続き）

第9条　この要綱を変更しようとするときは、当会の理事会の議決を経るものとする。

(その他)

第10条　この要綱に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附則

本要綱は、令和５年５月 １５日から適用する。